

1日 観光の日
 6日 広島原爆記念日
 7日 鼻の日
 8日 立秋
 9日 長崎原爆記念日
 15日 終戦記念日
 15日 成人式
 17日 家庭の日
 25日 小須戸まつり
 26日

町だより

広報こすど

(50.7.1 現在)
 男 5,091 (-1)
 女 5,482 (-7)
 計 10,573 (-8)
 世帯数 2,273 (+1)

発行所 小須戸町役場 ☎ 3111
 毎月1日発行 印刷所 玉庭印刷所

No.29
 昭和50年 **8/1**

総工費二億千八百万円を投じて工事を進めておりました中央公民館が完成し、七月二十日(日)午前十時三十分より、工事関係者、来賓、町議員及び各種委員、町嘱託員等約二百名を招待し盛大にしか



中央公民館堂々落成

盛大に竣工式

工の樹本間組、大明電業㈱、昭和設備工業㈱の四社に感謝状が贈られました。その後来賓祝辞・祝電披露があり、教育委員長の乾杯音頭で祝宴はいり出席者全員、心行くまで完成を祝い、式を閉会しました。

中央公民館 使用規則(抜すい)

第二条 公民館を使用しようとするものは、使用申請書を使用の五日前までに館長に提出し、許可を受けなければならぬ。



感謝状贈呈式

第四条 公民館の休館日は次のとおりとする。
 一、毎木曜日
 二、国民の祝日に関する法律に規定する日
 三、十二月二十九日から一月三日までの間

第五条 公民館の使用は原則として午前九時から午後五時までとし、夜間の使用については午後七時より午後九時三十分までとする。
 第七条 使用者又は入場者は次の各号に掲げる事項をしなければならない。

- 一、許可を受けない備品の使用
- 二、建物その他の物件を汚損若しくはき損するおそれのある行為
- 三、規定の場所以外での火気の使用
- 四、飲酒を目的とする集会の設定
- 五、その他、他人に迷惑をおよぼす行為
- 第八条 使用が終了したときは使用前の姿に整理整頓し、係員の点検を受けなければならない。

“ゆつくり走ろう越後路を”

夏の交通事故防止運動

春の運動に続いて、夏の交通事故防止運動が始まります。夏期における本県の道路交通事故は、
 ○レジャー、帰省等に伴う車輦運行の一時的増加。
 ○多湿性酷暑による運転者の疲労の増大
 ○夏休みに伴う、子供の戸外活動の活発化
 等の悪条件が重なるため例年交通事故が多発する傾向にあります。これらの事故を防止するために町民一人一人の自覚により、正しい交通ルールを身につけ、広く地域、職

域に交通安全活動を展開し夏期における交通事故防止を図ることを目的として、この運動が実施されます。
 【運動の重点】
 ア、夏期における安全運動の確保。
 イ、夏休み中の子供の交通安全の確保。

【実施期間】
 七月二十一日(月) 自
 八月二十日(水) 至
 【実施事項】
 交通安全指導所の設置
 (県道三条・新津線)

感謝状贈呈式